○内閣府告示第七百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年八月八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年八月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三重県

三　構造改革特別区域の名称　三重県障害児者デイサービス推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、熊野市及び伊賀市並びに三重県桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、安芸郡安濃町、多気郡勢和村及び宮川村、度会郡玉城町、南島町、度会町及び大紀町並びに南牟婁郡紀和町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第七百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第百二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年八月八日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年八月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北九州市

三　構造改革特別区域の名称　北九州市国際物流特区

四　構造改革特別区域の範囲　北九州市の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外

国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業（八二九）及び特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業（一二〇八）